（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積）

第七十四条　共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職大学における第四十七条の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第六十条第一項」とあるのは、「第六十条第一項又は第七十四条第二項」とする。

２・３　［略］

第七十五条　［略］

第十一章　教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

第七十六条　この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、専門職大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第九条第一項、第十五条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第三項若しくは第四項、第四十六条、第四十七条、第五十七条第一項から第五項まで、第五十九条、第六十条、第六十四条第二項、第六十六条第一項から第四項まで、第七十四条又は第七十五条第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

２　教育課程等特例認定専門職大学（前項の規定により認定を受けた専門職大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第七十七条　［略］

（段階的整備）

第七十八条　新たに専門職大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

別表第一（第三十四条関係）

イ　学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数

学部の種類	一学科で組織する場合の基幹教員数			二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数		
	収容定員	基幹教員数	収容定員	基幹教員数	収容定員	基幹教員数
［略］						

備考

一　この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員とする（ロの表において同じ。）。

二　この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専門職大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積）

第七十二条の七　共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職大学における第四十七条の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十四条第一項又は第七十二条の七第二項」とする。

２・３　［同上］

第七十二条の八　［同上］

［章を加える。］

第七十三条　［同上］

（段階的整備）

第七十四条　新たに専門職大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

別表第一（第三十五条関係）

イ　学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数			二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数		
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
［同上］						

備考

一　この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（ロの表において同じ。）。

二　この表に定める教員数には、第三十三条の授業を担当しない教員を含まないこととする（ロの表において同じ。）。